



令和5年度

霧島市地区自治公民館長・自治会長会

溝辺地区資料（自治会長用）



熱い感動 風は消からず

2023

燃ゆる感動

かごしま国体・かごしま大会

—— 特別国民体育大会 ——

—— 特別全国障害者スポーツ大会 ——

霧島市役所 溝辺総合支所 地域振興課 地域振興・教育グループ 59-3115

市民生活課 市民福祉グループ 59-2923

産業振興グループ 59-2935

地区自治公民館長、自治会長の皆様へ

皆様におかれましては、日頃から良好な地域づくりのためにご尽力いただくとともに、市政の推進にご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本市では、第二次霧島市総合計画で「市民とつくる協働と連携のまちづくり」を政策の柱の一つに掲げ、地区自治公民館や自治会などと、連携を図りながら市民主体のまちづくりを展開しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の発生から3年余り、あらゆる地域活動が制限を受けてきました。

このような中、政府は新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けを、5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行することを決定しました。このことにより、今後、全ての地域において従来どおりの地域活動が展開され、親睦と融和が図られることを願っております。

また、今年度は、延期されていた「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」が本県で開催されます。両大会には多くの来場者が見込まれます。本市の魅力を全国にPRする絶好の機会ですので、皆様と共に盛り上げていきましょう。

今後とも地区自治公民館・自治会と市が連携し、地域の課題解決に努め、地域の活性化のために全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和5年4月

霧島市長 中重 真一

目次

I 基本的事項について

1 行政協力員について	1
2 事務委託料の支払について	1
3 文書等の配布について	1
4 世帯数の変動に伴う連絡について	2
5 自治会加入促進について	2
6 自治会における個人情報取扱いについて	2

II 地域活動について

7 地域に対する支援について	3
〈自治活動に対する支援〉	
(1) 霧島市地域振興補助金	3
(2) 霧島市地区活性化事業補助金	3
〈環境・衛生に対する支援〉	
(3) ごみ置場設置費等補助金	4
(4) 資源物分別収集推進補助金	4
(5) ボランティア清掃で発生する刈草等の処理	4
〈防犯灯・防災に対する支援〉	
(6) 防犯灯の設置及び管理	5

III 地域活動に伴う保険について

8 行政協力員(地区自治公民館長・自治会長)活動の災害補償について	5
9 市民活動の災害補償について	5

IV お願いしたいことについて

10 道義高揚・豊かな心推進事業について	6
(1) 花いっぱい運動・花いっぱいコンクール	6
(2) 善行者表彰	6
11 災害発生箇所の連絡について	6
12 地域コミュニティ(簡易)無線放送について	6
13 防災行政無線との接続について	7
14 防災行政無線の電話音声案内について	7
15 道路の損傷箇所の連絡について	7
16 霧島市道路アダプト制度事業について	7
17 移住定住促進補助金について(住宅取得及び増改築等)	8
18 会費・募金等の集金の依頼について	9

V 行政サービスに関することについて

19 霧島市出前講座について	10
20 令和5年度主要行事予定表について	10

I 基本的事項について

1. 行政協力員について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

「霧島市事務の委託に関する規則」に基づき、地区自治公民館長・自治会長の皆様を行政協力員として委嘱し、地域内に関する行政事務の一部を委託しています。

2. 事務委託料の支払について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

地区自治公民館長・自治会長の皆様に対する行政事務委託料は、7月、11月、3月の3回に分け、ご指定いただく地区自治公民館長・自治会長の個人口座、又は地区自治公民館・自治会が管理する組織の口座に振り込みます。

自治会長(年額)	┌	均等割	6,000 円
		世帯割	2,640 円 × 加入世帯数

3. 文書等の配布について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

市からの文書等を配布していただくのは、月2回(4月と1月は1回)です。発送方法は、次のとおりです。

なお、ご不在のときのカバンの置場を指定される方は担当課までご連絡ください。

① 市の委託業者がカバン(黒色又は茶色)をご自宅に配達。

② ①の配達の際、委託業者が前回の配達に使用したカバンを回収。

③ 以降、毎月①及び②の繰り返し

カバンの前部には、班数・世帯数を記載したカードが入っています。班数、世帯数の変動による当該カードの書換えは市が行いますので、カードは抜かずにそのままお返しく下さい。

発送する文書には、行事の期日や申込期限等が掲載されている場合がありますので、できるだけ早めの回覧・配布をお願いします。

また、社会福祉協議会等からの依頼により、同会等の配布文書が入ることもあるので、あらかじめご了承ください。

なお、年度当初しばらくの間(4月から5月)は、配達時刻が遅れる可能性があります。また、委託業者の配達量の多い時期についても通常よりも配達時刻が遅れることがあります。

4. 世帯数の変動に伴う連絡について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

市からの文書等の配布部数は、自治会の世帯数・班数をもとにしています。転入・転出・転居等による自治会への加入・脱退で、世帯数や班数が変動した場合には、同封している自治会異動連絡票に記入して担当課へ提出くださるか、電話でご連絡ください。

5. 自治会加入促進について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

転入・転居者には、市民課窓口で、「自治会に加入しましょう」というリーフレットと一緒に、「自治会加入届」をお渡しし、自治会長に提出して下さるようお願いしています。その際に、お住まいになる地域の自治会名、自治会長の氏名、住所、電話番号をお知らせしていますので転入・転居者が来られましたら、自治会の活動やごみ出し等の自治会のルールについてご説明ください。

また、4月・5月を「自治会加入推進月間」とし、地域と市が連携しながら自治会への加入を促進しています。地域におかれましては、未加入者への日ごろからの声かけもお願いします。

6. 自治会における個人情報取扱いについて

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。改正後は自治会等についても個人情報保護法が適用されています。

法改正に伴い、今後注意すべき点などをまとめた「自治会における個人情報取扱いの手引き」を作成しました。また、市ホームページの自治会関係のページにも掲載していますので、ご活用ください。

II 地域活動について

7. 地域に対する支援について〈自治活動に対する支援〉

(1) 霧島市地域振興補助金

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

地域住民の自治活動の促進など、地域振興を図るために霧島市地域振興補助制度を設けています。

原則、前年度の7～8月に各地域より提出された要望に基づき、翌年度予算措置された対象事業に対して補助を行うこととなります。

事業実施の前に、必ず担当課に申請書を提出してください。

なお、地区自治公民館防犯・交通安全推進事業は算定基準として地区の人口全てを用いていますが、補助金の活用範囲は地区全体や自治会単位などと限定していません。防犯・交通安全に資する事業に広く活用してください。

(2) 霧島市地区活性化事業補助金

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

住民が互いに知恵を出し合い、創意工夫しながら、地区の活性化に意欲的に取り組む地区自治公民館・自治会を支援する制度を設けています。

事業実施の前に、必ず担当課に申請書を提出してください。

〈環境・衛生に対する支援〉

(3) ごみ置場設置費等補助金

(担当:溝辺総合支所 市民生活課 59-2923)

家庭から出るごみ等の収集・分別・排出の利便や清潔を保持する目的で、自治会が使用・管理するごみ置場を新設・改良する場合には費用の一部を補助します。

(4) 資源物分別収集推進補助金

(担当:溝辺総合支所 市民生活課 59-2923)

ごみの適正排出や減量化、リサイクルを推進し、循環社会の形成に寄与することを目的として資源物の分別収集を行う自治会に対し補助金を交付します。

自治会均等割額	500 円	×	1 自治会
世帯割額	250 円	×	ごみ置場使用世帯数
集団回収加算額	200 円	×	ごみ置場使用世帯数

* 集団回収加算額とは、月1回、資源物の全品目を回収することをいう。

* 分別収集立会い及び収集指導を条件とする。

(5) ボランティア清掃で発生する刈草等の処理

(担当:溝辺総合支所 市民生活課 59-2923)

地区自治公民館・自治会がボランティアで道路、公園等の公共施設の草刈や溝清掃を実施していただいています。その際に発生する刈草や土砂等を自治会等で収集運搬・処分することが困難な場合は、市が業者に委託し、その収集運搬・処分を行います。ボランティア清掃の実施前にご連絡ください。

収集運搬を希望される場合は、収集しやすいように概ね軽トラ一台分ずつ数箇所に集積をお願いします。また、竹・木枝については 1.8m程度に切って、竹と木と分けて集積してください。刈草が少量の場合は通常のごみ出しルールに従って地域のごみ収集所に出してください。

刈り草等について直接敷根清掃センターへの搬入を希望される場合は、開場日は平日と土曜日の午前のみとなっておりますのでご注意ください。

なお、霧島市環境保全協会ではボランティアごみ袋を作成し、各支部の窓口にて配布しています。自治会のボランティア清掃時にご活用ください。

〈防犯灯・防災に対する支援〉

(6) 防犯灯の設置及び管理

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

防犯灯の新規設置及び蛍光器具のLED交換は、各地区の協議会が予算の範囲内で実施しますので、防犯灯設置要望書を事務局に申請してください。

なお、蛍光灯の交換や故障したLED器具の交換費用などの維持管理費は、地域の負担となります。

Ⅲ 地域活動に伴う保険について

8. 行政協力員(地区自治公民館長・自治会長)活動の災害補償について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

地区自治公民館長・自治会長の皆様が、行政協力員として市から委託されている事務を行っている時に発生した事故に対する補償を行うため、市では保険に加入しています。

活動の際は十分ご注意ください、万一事故が発生した場合は、速やかにご連絡ください。

9. 市民活動の災害補償について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

市民の皆様が安心して市民活動を行えるように、市では、活動中に発生した事故に対する補償及び第三者に与えた損害を賠償するための保険に加入しています。

市民活動とは、社会教育活動、社会福祉・奉仕活動、青少年健全育成活動、地域社会活動等で、本来の職務等を離れて無報酬で行う計画的又は継続的な公益性のある活動(広く人々や地域・社会のために行われる活動)をいいます。

地区自治公民館・自治会における清掃作業等の奉仕活動については、活動計画を事前に把握する必要があることから、日時・場所等が記載されている総会資料の事業計画書の頁をコピーして、5月10日(水)までに提出してください。なお、年間計画の変更及び年間計画以外で臨時の活動をされる際は、電話で結構ですので必ず前日までにご連絡ください。

万一事故が発生した場合は、速やかに担当課にご連絡ください。

IV お願いしたいことについて

10. 道義高揚・豊かな心推進事業について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

(1) 花いっぱい運動・花いっぱいコンクール

「花いっぱいの霧島市」をつくるため、道路脇や公園等に植えるための花苗を配付する「花いっぱい運動」や、「花いっぱいコンクール」を毎年実施しています。コンクールの受賞団体は、令和6年2月開催予定の道義高揚・豊かな心推進大会で表彰します。

参加される地区自治公民館・自治会は、申請書を提出してください。

(申請期間)

花 い っ ぱ い 運 動 : 令和5年4月3日(月)～4月14日(金)

花 い っ ぱ い 康 庫 ル : 令和5年4月3日(月)～6月9日(金)

申請書は溝辺総合支所 地域振興課に準備しています。(市ホームページからもダウンロード可。)

(2) 善行者表彰

ボランティア活動等を推進している個人や団体を令和6年2月開催予定の道義高揚・豊かな心推進大会で表彰します。

地区自治公民館長に、候補者の推薦を依頼しますので、ご協力をお願いします。

11. 災害発生箇所の連絡について

(担当:溝辺総合支所 市民生活課 59-2935)

豪雨や台風等の自然災害による道路の損壊や農地等の被害を発見された場合は、ご連絡ください。

12. 地域コミュニティ(簡易)無線放送について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

地域のコミュニティ無線には録音機能がついている機種があります。放送時間に聞くことが出来ず、後日録音された放送を聞く方のために、放送する際は「〇月〇日の放送です。」と最初に入れて放送するようご協力ください。

13. 防災行政無線との接続について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

防災行政無線(屋外スピーカー)からは、避難情報や J アラートなどの緊急放送のほか、次の音声が流れます。

- ・消防団召集のサイレン
- ・毎月第1月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)の13時からの試験放送(隼人地区においては試験放送の代わりに毎日定時に時報が流れます。)
- ・行方不明者の捜索などの人命に関わるものや犯罪防止に関わる放送
- ・Jアラートの全国一斉訓練放送(年に4回)

「音が途切れる」「音が鳴らない」等の故障にお気づきになりましたら地域振興課までご連絡ください。

また、地域が整備しているコミュニティ無線(屋内受信機)も防災無線と接続することにより市が発信する防災情報や、日曜日8時15分からの行政情報も取得できます。(行政情報は必要がある場合に放送します。)

14. 防災行政無線の電話音声案内について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

屋外スピーカーからの放送は、電話(45-8600)に電話をかければ、24時間以内の放送を音声案内で確認できます。屋外スピーカーの放送が聞きとりにくかった際にご利用ください。また、地域の方への周知につきましてもご協力をお願いします。(通話料がかかります。)

15. 道路の損傷箇所の連絡について

(担当:溝辺総合支所 市民生活課 59-2935)

近年の交通量の増加及び舗装・側溝等の老朽化に伴う市道の陥没や側溝等の損傷を把握するため、市では道路パトロールを実施し、発見した危険箇所は随時補修を行っています。このような箇所がありましたら、ご連絡ください。

16. 霧島市道路アダプト制度事業について

(担当:溝辺総合支所 市民生活課 59-2923)

地区自治公民館や自治会、ボランティア団体等と市が連携した共生・協働の取組により、道路の環境・景観及びその機能の維持・保全を図るための美化活動を推進するための制度です。

道路アダプト制度は、市内の主要幹線道路を対象としており、令和4年度は79団体が道路アダプト団体として登録していただきました。令和5年度は90団体を目標に募集いたします。

17. 移住定住促進補助金について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

本市への移住定住を促進し活力に満ちた地域づくりを推進するため、下表のとおり、移住定住促進補助金制度を設けています。

補助金の交付を受けるためには、自治会への加入や地域活動への参加等の条件があります。転入者・転居者から「自治会加入証明書」の交付を求められた際は、ご対応の程よろしくお願ひします。

詳細につきましては、お問い合わせください。

移住者区分	補助金の種別		地域別補助金額(限度額)		備考
			中山間地域	市街地	
転入定住者 (市外から霧島市 への転入)	住宅取得補 助金	新築	50万円	—	
		中古購入	30万円	10万円	
	住宅増改築補助金		20万円	10万円	
	家賃補助金		月額賃料の3分 の2(上限2万 円)を12月分	—	
転居定住者 (市街地から中山 間地域への転居)	住宅取得補 助金	新築	50万円	—	
		中古購入	30万円	—	
	住宅増改築補助金		20万円	—	
	家賃補助金		月額賃料の3分 の2(上限2万 円)を12月分	—	
転入定住者	※若年・子育て加算金 (中山間地域に転入し、新築、中古 購入又は増改築した場合のみ)		30万円	—	

※若年・子育て加算金は40歳未満の既婚者で配偶者と同居している場合、又は高校生(18歳)以下の子供と同居している場合に支給します。

18. 会費・募金等の集金の依頼について

下記の会費・募金の集金を自治会長の皆様をお願いしています。趣旨をご理解の上、ご協力ください。

溝辺地区では、下記の会費・募金は各地区自治公民館が地区内の自治会分を取りまとめて市へ納入します。

(自治会の方は、地区自治公民館へ納入してください。)

名称	納入期限
すべての会費・募金	6月30日(金)

<市:各担当部局>

(担当:溝辺総合支所 市民生活課 59-2923)

名称
霧島市環境保全協会費

(担当:溝辺総合支所 市民生活課 59-2935)

名称
緑の募金

<社会福祉協議会関係>

(担当:社会福祉協議会 溝辺支所 59-2101)

名称
日本赤十字社会費

名称
社会福祉協議会費

名称
赤い羽根共同募金

市民の皆様の募金は、社会福祉協議会が行う次の事業に配分されています。

- (1) 地区自治公民館・地区社会福祉協議会活動事業
- (2) 霧島市老人クラブ連合会活動事業
- (3) 霧島市身体障害者協会連合会活動事業
- (4) 霧島市民生委員・児童委員協議会連合会活動事業

- (5) 高齢者等支援事業及び子育て支援、子ども会活動事業
- (6) 地域支えあいマップづくり事業、ボランティア活動事業、ボランティア協力校活動事業、スポーツ少年団活動事業
- (7) 心配ごと相談所運営事業
- (8) 災害見舞金
- (9) その他各種福祉団体活動事業

V 行政サービスに関することについて

19. 霧島市出前講座について

(担当:溝辺総合支所 地域振興課 59-3115)

市職員等が地域に出向き、市民の皆様に市政に対する理解を深めていただくために、10人以上のグループ・団体を対象に「霧島市出前講座」を行います。

20. 令和5年度主要行事予定表について

令和5年度に本市で開催される主な行事を掲載していますのでご活用ください。
また、参加可能な行事については、積極的に参加して下さるようお願いいたします。